

住宅改修 提出書類チェックリスト

2019年5月版

被保険者番号										被保険者氏名																													
要介護度																																							
□ 要支援:										□ 要介護:										□ 更新申請中										□ 区分変更申請中									
在宅の有無					□ 在宅 □ 入院(所)中(退院(所)): 月 日										負担割合					割																			
住宅改修の履歴					□ 有 □ 無										利用済額					円					利用可能額					円									
改修の内容					1. 手すりの取り付け 2. 段差の解消 3. 床材等の変更 4. 引き戸等への扉の取り替え 5. 洋式便器等への便器の取り替え 6. その他()																																		

事前申請(工事前) チェック項目																													
①基本項目																													
☐ 介護認定を受けており、認定有効期間中である(申請中を含む)																													
☐ 新築・増築ではない																													
☐ 住宅改修を行う家屋は、現在居住している住所地であり、被保険者証に記載されている住所である																													
☐ 申請者本人が在宅である 介護認定申請中または、入院中や施設入所の方は、事前申請(着工前)は可能であるが、完了届の提出は、認定結果が出てから、または退院・退所した後になる(一時帰宅中の支給申請はできない)。そのため、認定結果が「非該当」の場合や、退院、退所できない場合は、住宅改修費の支給を受けることができない																													
☐ 工事内容が介護保険制度の給付対象であり、事前申請の書類(理由書)にその必要性について記載されていること																													
☐ 1つの住宅に複数の被保険者がいる場合は、被保険者ごとに申請を行うことは可能だが、改修箇所が重複しないこと																													
☐ 別の補助事業を申請する場合は、介護保険の住宅改修と工事箇所が重複しないこと																													
②介護保険 居宅介護・介護予防 住宅改修費支給申請書																													
☐ 申請日が記載されている。また、申請者(被保険者)の住所・氏名の記載及び押印がある																													
☐ 申請者(被保険者)の氏名・住所が被保険者証に記載されているものと同一である																													
☐ 申請書類提出後、確認通知まで1週間程度かかるため、着工予定年月日は申請日の1週間後を目安とすること(特に急ぎの場合は、個別に相談すること)																													
☐ 支給申請書の口座振替依頼欄には正しい金融機関、口座番号が記載されている																													
☐ 申請者(被保険者)の口座以外の口座振替を依頼する場合は、口座振込委任欄に申請者(被保険者)の署名押印等があり、印鑑は支給申請書の印鑑と同じである																													
☐ 申請書類提出後、町からの事前申請確認通知書を受け取ってから工事を行うこと																													
☐ 申請書等について誤って記入した場合には、修正液や修正テープでの修正はせず、二重線をした上で、申請者の印鑑を押印し、訂正する(申請書等に押印されている印と同一の印)																													
☐ 申請者(被保険者)または家族が自ら材料を購入し、住宅改修を行う場合は、材料費のみが支給対象となる(工賃は含まれない) この場合、見積書は購入先の業者、または家族等が作成すること。また、材料を購入する前に事前申請の手続きが必要となる																													
☐ 申請者(被保険者)の印鑑は、事前申請(着工前)から支給申請(完了後)まで統一すること																													
③工事見積書(工事費内訳書)																													
☐ 見積書の宛名は、申請者(被保険者)の氏名である																													
☐ 見積書には日付及び事業所名、所在地、代表取締役名等の記載と押印がされている																													
☐ 改修の種類・箇所ごとに、部位、内容(仕様)、単価、数量等を区分して記載している																													
☐ 材工一式の表示は材工を区分するのが困難な場合を除き、材料費、施工費、諸経費等を区分する																													
☐ 見積書の中に介護保険対象以外の項目が含まれている場合は、保険給付の対象となる部分が明示されている																													
☐ 見積書の計算が正しく合っている																													
④平面図																													
☐ 被保険者本人の動線がわかり、改修の位置が確認できる(できるだけ家屋の間取りがわかるもの)																													
☐ 段差解消の場合、前後の状態を図面に記載しているか、断面図等で前後の状態が確認できる																													
⑤改修前の写真																													
☐ 写真は、改修箇所ごとのカラー写真である(見積書、図面と順番号があっていること)																													
☐ 写真が複数枚ある場合は、A4用紙に貼付するなどまとめている																													
☐ 撮影年月日が表示されている(日付入り写真機での撮影でない場合は、ボード等に日付記載の上で撮影する)																													
☐ 段差解消の場合、段差にメジャーをあてた写真とその近接写真(目盛りが読める)が必要																													

⑥住宅改修にかかる承諾書
☐ 申請者(被保険者)と所有者が同一家族の場合でも、押されている印鑑は別々である
☐ 賃貸住宅の場合は、所有者(管理者)の署名・印鑑がされている
⑦理由書
☐ 被保険者の氏名・住所が被保険者証に記載されているものと一致している
☐ 身体状況や改修目的等が具体的に記載されている
☐ 作成者の欄には、現地確認日、作成日、担当ケアマネジャー等の事業所名、氏名及び押印がある。なお、現地確認日と作成日は申請日より前の日(または同日)とすること

事後申請(工事後) チェック項目
①基本項目
☐ 事前申請を行い、確認通知を受けている
☐ 支給申請日時で介護認定を受けている(新規申請等の場合は認定を受けるまでは完了届の提出ができない)
☐ 事前申請時点で入院(入所)中だった場合、現在は退院(入所)している(引き続き入院中、施設入所中の場合は、完了届の提出ができない)
②工事完了届
☐ 申請者(被保険者)の氏名・住所は、被保険者証に記載されているものと一致している
☐ 印鑑は、事前申請で押印されたものと同じ印鑑である(訂正箇所がある場合は訂正印がある) ただし、着工中または完了後に申請者(被保険者)が亡くなった場合、相続人の住所・氏名を記入し、印鑑は相続人の印鑑(事前申請時とは別)となる
☐ 着工日は、事前確認以降の日付である
☐ 完了届出日は、工事完了日以降の日付である。また、事前申請時に入院(入所)中だった場合は、退院(退所)日以降の日付である
③領収書
☐ 領収書の宛名は、申請者(被保険者)が記載されている
☐ 領収書に領収金額、領収日、施工業者名が記載され、施工業者の押印がされている。また、但し書きに住宅改修の工事であることが記載されている
☐ 領収日は、完了届提出日よりも前の日(または同日)であり、完成日のより後の日(または同日)である
☐ 5万円以上の領収書の場合は、収入印紙が添付(割印)されている
④工事内訳書(事前申請時と変更があった場合には必ず添付)
☐ 内訳書の内容は、事前申請時の見積書に記載された内容と同様である
☐ 事前申請時の見積書から軽微な変更があった場合は、その内容が記載されている
☐ 内訳書の金額と領収書(または請求書)の金額が一致している
☐ 内訳書の日付と領収書(または請求書)の日付が一致している
⑤改修後の写真
☐ 写真は、改修箇所ごとのカラー写真である(見積書、図面と順番号があっていること)
☐ 写真が複数枚ある場合は、A4用紙に貼付するなどまとめている
☐ 撮影年月日が表示されている(日付入り写真機での撮影でない場合は、ボード等に日付記載の上で撮影する)
☐ 撮影年月日は、完成日以降(または同日)である
☐ 写真は、改修箇所の状況がきちんと確認できる
⑥その他(全般)
☐ 確認通知を受けた後、工事の変更がある場合は、町へ相談すること。なお、場合によっては、再度事前申請を行う
☐ 工事施工中に申請者(被保険者)が亡くなった場合は、亡くなるまでに行った工事が支給対象となる
☐ 申請者(被保険者)の印鑑は、事前申請(着工前)から支給申請(着工後)まで統一すること。ただし、工事施工中または完了後に申請者(被保険者)が亡くなった場合は、支給申請書の申請者欄には、相続人の住所・氏名を記載し、印鑑は相続人の印鑑となる。なお、退院、退所できないまま亡くなった場合は、支給申請はできない(住宅改修費の支給を受けられません)
☐ 申請書類一式の日付の整合性はとれている 完了届提出日 ≥ 請求日(領収日) ≥ 完成日 ≥ 着工日 ≥ 確認日 ≥ 事前申請日 (≥ 口座振替委任日) 改修後の写真撮影日 ≥ 完成日